
林政審議会治山事業部会報告書について

平成16年11月の財政制度等審議会報告において、国有林野事業特別会計の治山勘定について、国有林野事業勘定と統合を行うべきであるとの提言を受けたことを踏まえ、平成17年1月に林政審議会治山事業部会が設置され、今後の治山事業の経理のあり方等について審議が進められてきました。

この度、林政審議会治山事業部会の報告書が取りまとめられたので、お知らせします。

[資料1 林政審議会治山事業部会について\(PDF:13KB\)](#)

[資料2 林政審議会治山事業部会報告書のポイント\(PDF:18KB\)](#)

[資料3 林政審議会治山事業部会報告書\(PDF:1,993KB\)](#)

(資料3のファイルを分割したもの)

[本文\(PDF:61KB\)](#)

[参考資料\(1/6\)\(PDF:330KB\)](#)

[参考資料\(2/6\)\(PDF:397KB\)](#)

[参考資料\(3/6\)\(PDF:252KB\)](#)

[参考資料\(4/6\)\(PDF:587KB\)](#)

[参考資料\(5/6\)\(PDF:352KB\)](#)

[参考資料\(6/6\)\(PDF:124KB\)](#)

●問い合わせ先●

林野庁治山課 織田、長崎屋
電話(代)03-3502-8111(内6288,6273)
(直)03-3501-3844

林野庁管理課 塩永、飯塚
電話(代)03-3502-8111(内6403,6383)
(直)03-3591-4763

[戻る](#)

林政審議会治山事業部会について

1 検討の趣旨

- (1) 治山事業は、水源のかん養、土砂の流出・崩壊の防備を目的として指定された保安林等において、森林の維持造成を通じて山地災害から国民の生命・財産を保全することを目的とした事業。治山事業については、昭和35年以降、現在に至るまで、国有林野事業特別会計に「治山勘定」を設けて一元的に経理。

【参考】 国有林野事業特別会計は、国有林野事業について経理する国有林野事業勘定と、公共事業である治山事業について経理する治山勘定で構成。

- (2) 平成16年11月にまとめられた財政制度等審議会の報告の中で、治山勘定について、国有林野事業勘定と統合を行うべきであると提言。これを踏まえ、本年1月に、林政審議会に治山事業部会を設置し、経理を含む今後の治山事業のあり方等について検討。

2 治山事業部会の委員・特別委員

【委員】

池淵 <small>いけがふち</small>	周一 <small>しゅういち</small>	京都大学防災研究所附属水資源研究センター教授
太田 <small>おおた</small>	猛彦 <small>たけひこ</small>	東京農業大学地域環境科学部教授
恵 <small>めぐみ</small>	小百合 <small>さゆり</small>	江戸川大学社会学部環境デザイン学科教授
横山 <small>よこやま</small>	彰 <small>あきら</small>	中央大学大学院総合政策科教授

【特別委員】

上松 <small>うえまつ</small>	寛茂 <small>ひろしげ</small>	共同通信社編集局予定センター委員
内山 <small>うちやま</small>	英世 <small>ひでよ</small>	あずさ監査法人代表社員
北原 <small>きたはら</small>	曜 <small>ひかる</small>	信州大学農学部森林科学科教授
高橋 <small>たかはし</small>	弘 <small>ひろし</small>	宇都宮大学副学長

3 治山事業部会の開催経過

- ・ 第1回(3月14日) 治山事業の現状及び経理の概要等
- ・ 第2回(4月28日) 治山事業の効率的かつ効果的な実施のあり方等
- ・ 第3回(6月10日) 今後の治山事業の経理のあり方等
- ・ 第4回(7月8日) 報告書案

林政審議会治山事業部会報告書のポイント

治山事業の意義**1 治山事業を取り巻く情勢**

- ・ 局地的豪雨や濁水の可能性の上昇、地震・火山活動の傾向からみた災害の危険性の高まり。
- ・ 森林を守り育てる山村の過疎化、高齢化の進行。

2 治山事業の意義

- ・ 治山事業はこれまで荒廃した森林の復旧等を通じて、緑豊かな国土づくりに貢献。
- ・ 今後の災害の発生傾向等を踏まえれば、治山事業を通じて、森林の生育基盤となる林地を保全しつつ健全な森林の整備を進めていくことは、今後、国民が安全・安心できる社会を構築する上でますます重要。

今後の治山事業の実施のあり方

今後、治山事業をより効果的かつ効率的に推進する必要。

1 効率的な事業実行体制

- ・ 直轄治山事業については、国有林野の管理・経営を担うとともに、全国的な組織・高度な技術力を有し、機動的な対応が可能な国有林野事業特別会計の組織で実施することが適当。
- ・ 補助治山事業については、都道府県が地元市町村との緊密な連携の下で実施することが適当。
- ・ 現場における技術者の養成、技術の研鑽等による、治山技術者の育成確保の推進。

2 効果的な事業の実施**ア 総合的な流域保全対策の推進**

- ・ 民・国の連携による効果的な治山対策の展開（個別の流域に着目した民有林・国有林を通じた予防治山対策の実施等）
- ・ 効果的な整備手法の確立（地域の特性に応じた森林整備と施設整備との効果的な組み合わせ方策の検討等）
- ・ 他の政策手段（他の防災に関する事業）との連携の強化
- ・ 多様な主体の参画の推進（国民の理解の醸成、地域住民の参画）

イ 社会経済情勢を踏まえた効果的な事業展開とその評価

- ・ 重点的な事業展開（重点的な山地災害対策、予防対策の充実）
- ・ 事業体系の再構築（事業体系の大括り化）
- ・ 政策評価の適切な実施と評価手法の改善

治山事業の経理の現状と今日の情勢

1 治山勘定創設の経緯及びその果たしてきた役割

- ・ 治山事業に係る国の予算・決算の総額を会計経理上も明らかにする等の観点から、昭和35年、国有林野事業特別会計に治山勘定を設置。
- ・ 治山勘定により毎年度の治山事業の予算や決算が明らかにされることにより、受益と負担の関係もより明確に示され、国民へ説明責任が果たされてきたと考えられる。

2 特別会計及び公会計をめぐる情勢

- ・ 平成16年11月にまとめられた財政制度等審議会の報告の中で、治山勘定について、国有林野事業勘定と統合を行うべきであると提言。

今後の治山事業の経理のあり方

1 勘定を統合した場合の経理の基本的方向

- ・ 勘定統合後の会計において、治山事業の経理については、他の事業と区分されることにより、受益と負担の関係も含めて経理の明瞭性が保たれるのであれば、治山勘定を必ずしも存置しなくても、その果たしてきた役割は、引き続き確保されうると考えられる。
- ・ 勘定を統合した場合の国有林野事業特別会計の具体の経理のあり方について、
 - ・ 国有林野事業と治山事業の果たす役割を勘案し、両事業の経理の明瞭性、一覧性が確保できるかという課題
 - ・ 国有林野事業の経営成績及び財政状態を明らかにするための経理に影響を及ぼさないようにできるかという課題に留意する必要。

2 勘定を統合した場合の経理のあり方

勘定を統合する場合には、上記の課題に留意し、両事業の経理の明瞭性等を確保した上で、以下の理由により、国が行う直轄治山事業は国有林野事業特別会計で、都道府県が行う補助治山事業は一般会計で経理を行うこととすることが望ましいと考えられる。

直轄治山事業は、国有林野事業特別会計の職員、組織で実施する方が効率的なこと

都道府県からの負担金という特定の歳入を財源の一部としている民有林直轄治山事業の経理については、特別会計で経理した方が合理的かつ明瞭であること

予算と成果との関係が分かりやすい会計とする必要があることから、事業の実施主体に応じて治山事業に要する経費の総額を同一の会計で経理することが合理的であること

今後の治山事業の実施及び経理のあり方について

平成 17 年 8 月
林政審議会治山事業部会

今後の治山事業の実施及び経理のあり方について

= 目 次 =

はじめに	1
治山事業の意義	3
1 治山事業を取り巻く情勢		
（1）災害の傾向		
局地的豪雨や濁水の発生の可能性の上昇		
地震・火山活動の長期的傾向		
（2）森林・山村を取り巻く現状		
森林を取り巻く現状		
山村を取り巻く現状		
（3）国、地方を通じた財政構造改革等		
2 治山事業の意義		
今後の治山事業の実施のあり方	7
1 効率的な事業実行体制		
（1）治山事業の実行体制		
（2）治山技術者の育成・確保		
2 効果的な事業の実施		
（1）総合的な流域保全対策の推進		
民国の連携による効果的な治山対策の展開		
効果的な整備手法の確立		
他の政策手段との連携の強化		
多様な主体の参画の推進		
（2）社会経済情勢を踏まえた効果的な事業展開とその評価		
重点的な事業展開		
事業体系の再構築		
政策評価の適切な実施と評価手法の改善		

治山事業の経理の現状と今日の情勢

..... 1 5

- 1 治山勘定の創設の経緯及びその果たしてきた役割
- 2 特別会計及び公会計をめぐる情勢
 - (1) 特別会計の見直し
 - (2) 公会計をめぐる動向 (今後の予算・決算のあり方)

今後の治山事業の経理のあり方

..... 1 8

- 1 勘定を統合した場合の経理の基本的方向
 - (1) 会計基準
 - (2) 予算書
 - (3) 決算書
 - (4) 治山事業に要する支出の取扱い
- 2 勘定を統合した場合の経理のあり方

(参考資料)

..... 2 2

局地的豪雨 (1 時間降水量 5 0 mm 以上) の発生回数
わが国の年平均降水量の経年変化
日本の内陸活断層の分布状況
東南海、南海地震が同時に発生した場合の想定震度分布図
森林に期待する役割の変化
森林経営による二酸化炭素吸収量算定対象森林の考え方
過疎地域人口の推移
直轄治山事業の事例
民国連携による復旧事業の事例
治山事業の事業体系
国有林野事業特別会計の経理の概要
治山勘定の一般会計繰入れ比率の推移

(参考資料)

..... 4 0

林政審議会治山事業部会委員及び特別委員名簿、審議経過

はじめに

我が国は、地形が急峻で降水量の多い自然条件にあることに加え、狭隘な国土に高度な土地利用が集中していることから自然災害に見舞われやすく、国土の7割を占め、国土の保全や水源のかん養等の公益的機能を有している森林は、国民のいのちとくらしを守る重要な役割を果たしている。

このため、公益的機能の発揮が特に期待される森林を保安林として指定し、森林の保全を図るために一定の行為制限等を課すことによって森林の公益的機能を維持増進するための制度が設けられている。

さらに森林は、自然災害等により荒廃した場合、その復旧には長期間と多大な労力を要することから、保安林の指定目的を達成するための森林の維持・造成を通じて国民の生命・財産を保全することを目的とする治山事業（注）を国の施策として計画的に実施し、国土の保全と経済社会の安定を図ることが必要とされている。

治山事業は、その時々为社会経済情勢の変化や国民の要請に対処しつつ計画的に推進されてきたところであるが、依然として梅雨期、台風期に集中する降雨や地震等によって山地災害等が発生している。

一方で、我が国の財政状況は基礎的財政収支が赤字の状況にあり、公共投資の一層の重点化・効率化が求められており、今後の治山事業は、災害の発生傾向等を踏まえ、より効果的かつ効率的に実施していく必要がある。

また、治山事業は、一般会計ではなく国有林野事業特別会計の中に「治山勘定」を設けて経理されている。（国有林野事業特別会計は、この「治山勘定」と、国有林野事業について経理する国有林野事業勘定（以下「事業勘定」）の2つで構成されている。）

現在、国の特別会計全般の見直しが財政制度等審議会において議論されており、平成16年11月19日の同審議会財政制度分科会歳出合理化部会報告において、「（治山事業については）民有林は一般会計で、国有林は国有林野事業特別会計で経理することを基本に勘定の統合を行うべきであ

る。」と指摘がなされたところである。

このような状況を踏まえ、本部会は、会計経理を含む今後の治山事業の効果的な実施のあり方について幅広く検討することを目的に設置されたものであり、主に、

- ・今後の治山事業の効率的かつ効果的な実施のあり方
- ・今後の治山事業の経理のあり方
- ・事業勘定と治山勘定を統合した場合の国有林野事業特別会計の経理のあり方

について、本年3月以降4回にわたって審議を行い、その基本的な考え方を整理した。

本報告は、これまでの部会における審議の結果をとりまとめたものであり、今後の治山事業の推進に活用されることを強く望むものである。

(注) 治山事業：水源のかん養、土砂の流出及び崩壊の防備等の特定の公共目的の達成のため、保安施設地区等において森林の維持・造成を図る「保安施設事業（森林法第41条第1項）」と、保安林や保安施設地区等の存する地すべり防止区域における「地すべり防止工事に関する事業（地すべり等防止法第51条第1項第2号）」を含めた公共事業。

1 治山事業を取り巻く情勢

(1) 災害の傾向

平成16年は、観測史上最多の10個の台風の上陸、局地的な豪雨、新潟県中越地震などにより、林地荒廃が約7千7百箇所発生するなど甚大な山地災害が全国各地で発生し、林野関係総被害額は約3,632億円(対前年比310%)にのぼっている。

災害の発生は年変動が大きく、特定年の災害の発生をもって長期的な災害の傾向を予測することは困難であるが、今後の治山対策のあり方を考えていく上で次のような留意すべきいくつかの傾向があげられる。

局地的豪雨や渇水の発生の可能性の上昇

地球温暖化、ヒートアイランド現象などにより、地球の平均気温の上昇、都市部の人工排熱量の集中と増加が進み、降水量の偏在化とともに、局地的豪雨の発生の可能性が拡大しつつある(参考資料)。局地的豪雨の頻発は、これまで防災対策があまり行われてこなかった箇所においても山地災害が発生する危険性があることを示している。

また、我が国の年平均降水量の経年変化をみると、少雨年と多雨年の変動幅が拡大し、特に渇水年の年降水量は一段と減少する傾向にある(参考資料)。

地震・火山活動の長期的傾向

我が国は、海洋プレートと陸側のプレートの境界部に位置することから、プレートのもぐり込みによる巨大地震が周期的に発生するほか、内陸に約2,000の活断層が存在し、これに起因する地震も頻繁に発生している。こうした中で、現在、大規模な海溝型地震(東海、東南海・南海地震)の発生の切迫性も高まっている(参考資料及び)。大規模な海溝型地震が発生した場合、内陸部

の影響もさることながら、津波による沿岸部の被害も甚大なものになることが予想される。また、南関東直下の地震についても、ある程度の切迫性を有している状況にある。

さらに、我が国は多数の火山を有する火山国であり、いわゆる活火山（注）は108にのぼる。過去にも噴火等の活発な火山活動により時として甚大な被害を受けてきているが、火山災害はその引き起こす現象が多岐にわたることが特徴であり、対策の充実に努める必要がある。

（注）活火山：過去およそ1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山。

（２）森林・山村を取り巻く現状

森林を取り巻く現状

我が国では、治山事業による荒廃地の復旧、かつての旺盛な国産材需要に支えられた積極的な造林により、流域全体に影響を及ぼす災害の要因となるような大規模なはげ山は、現在ほとんど見られなくなっている。一方、我が国の森林は、人々の手により育成されてきた人工林が全森林面積の約4割を占めるに至っているが、こうした人工林は未だ生育途上にあり、人工林の約8割が保育、間伐等の整備を必要とする森林である。我が国の貴重な社会資本と言うべき森林を、豊かな国民生活の実現に資する公共の財産として今後とも永続的に活かしていくためには、生育途上の森林の整備・保全を確実に進めることが不可欠である。

また、森林に対しては、国土の保全、水源のかん養といった役割に加え、近年は地球温暖化防止等の役割に対する国民の期待も高まっている（参考資料）。

地球温暖化対策については、京都議定書における温室効果ガス

の削減目標のうち森林経営による二酸化炭素吸収量として3.9%を確保することが重要である。このためには、育成林の適切な整備・保全、天然生林の保全・管理を進めることが不可欠であり（参考資料）、治山事業により荒廃地等の復旧・整備や機能が低下した保安林の整備を推進することは、地球温暖化防止に貢献する観点からも重要である。

山村を取り巻く現状

我が国はまもなく人口減少時代に突入し、右肩上がりの人口増加の趨勢は終焉することが予測されているが、森林を守り育ててきた山村については、過疎化、高齢化がますます顕著に進んでいる。過疎地域の人口は、昭和35年の約1,300万人から平成12年には約710万人に大きく減少し（参考資料）、これに伴い、森林の適切な管理が困難な状況となっている。

山村における過疎化、高齢化の進行は、治山対策にとって二つの側面を持っている。一つは森林の管理水準の低下により山地災害の発生の危険性が高まるという側面であり、もう一つは災害発生時の自力避難等が困難な状況にある人々が増加するという側面である。治山事業の積極的な展開とともに、防災情報の提供の充実等を通じた災害時の安全確保についてもより一層の対策が求められている。

(3) 国、地方を通じた財政構造改革等

我が国経済は長期停滞から民間需要中心の成長に移行しつつあるものの、依然として基礎的財政収支は赤字であり、改善努力を続けていかなければならない状況にある。こうした中、公共投資についても、より一層の重点化・効率化が求められている。

また、地方分権の推進の観点から、国と地方の役割分担の観点を踏まえた重点化を進めるとともに、地方の自主性・裁量性の拡大にも資するような改革が求められている。

2 治山事業の意義

自然災害に見舞われやすい我が国においては、森林の状態は国土の保全等に大きな影響を与えている。

森林が荒廃した場合、自然の推移に委ねれば、機能の回復までに極めて長期間を要し、場合によっては荒廃が拡大するおそれもある。

治山事業はこれまで、急峻な地形や脆弱な地質といった自然的条件や集中豪雨に見舞われやすい気象条件、さらには戦中・戦後の大量の森林伐採等に起因して発生した森林の荒廃の復旧に取り組んできており、現在の緑豊かな国土は、これまでの治山事業の成果が徐々に現れてきたものと評価してよい。

そして現在、国土保全、水源かん養、保健休養といった森林の有する様々な公益的機能への国民の期待は一層高まり、我が国の保安林は、全森林面積の4割（国土面積の3割）を占めるに至っている。さらに、これまで述べてきた今後の災害の発生傾向や森林・山村を取り巻く現状等を踏まえれば、治山事業によって、災害の防止や水資源の確保等を目的に森林の造成及び森林の維持・造成に必要な施設の設置(注)を行い、森林の生育基盤となる林地を保全しつつ健全な森林の整備を進めていくことは、今後、国民が安全・安心できる社会を構築する上でますます重要となっている。

(注) 施設の設置：降雨等により発生する山腹崩壊、土石流等は、樹木の根系の能力の限界を超えて発生する機会が多いことから、山腹崩壊地等の復旧整備や荒廃の未然防止の一環として、崩壊地等の拡大防止等のための治山えん堤の設置、崩壊斜面を安定させるための土留工、水路工などの施設の設置を行う。

今後の治山事業の実施のあり方

これまで述べてきた情勢を踏まえ、今後の治山事業をより効果的かつ効率的に推進するため、以下の方針の下で計画的に事業を推進していく必要がある。

1 効率的な事業実行体制

(1) 治山事業の実行体制

国土の保全を図るためには、上流から下流に至る総合的かつ計画的な対策が必要であり、このため、全国森林計画や森林整備保全事業計画において、治山事業全体の方向や目標が定められている。これらの方針の下、実際の治山事業の実行形態は、国が行う直轄事業と、都道府県が国からの補助を受けて行う補助事業とに大別される。

直轄事業は、国有林において行うものと、民有林における大規模な災害(注)に対応するために行うものがある。直轄治山事業は、栃木県足尾地区における航空実播工や静岡県由比地区におけるシャフト工などのように、高度な技術を活用した治山事業の先駆的なモデルとしての役割を果たしているほか、えりも岬の緑化のように地域との協働による自然再生のモデルとして注目されている事例もある。(参考資料)

また、補助事業については、国と地方の負担の下で、地域住民の安全の確保や飲料水の安定的な確保といった観点から、都道府県が地方出先機関等を活用して、市町村等との連携の下に地域の特性に応じて展開されている。

今後の治山事業の実行体制について、直轄治山事業については、国有林直轄治山事業は、森林の整備や巡視といった国有林野の管理経営と一体的に行う方が効率的なこと、

民有林における大規模な復旧等を行う民有林直轄治山事業は、緊急即応的に対応できる組織力及び高度な技術力が必要であること、

から、引き続き国有林野の管理経営を担い全国的な組織力・高度の技術力を有する国有林野事業特別会計の組織で実施することが適当である。

また、補助事業に関しては、国が国土の保全の観点から災害の発生状況に応じて機動的かつ重点的に予算措置を行い、都道府県が地元市町村等と緊密な連携を図りつつ事業を実施することが適当である。

(注) 民有林における直轄治山事業：台風や集中豪雨などにより激甚な災害が発生したときなどに、事業の規模が著しく大(事業費総額がおおむね50億円以上)、事業が高度な技術を必要とする、事業の利害の影響が一都府県にとどまらないといった理由により、都道府県での対応が困難な場合に実施。

(2) 治山技術者の育成・確保

治山事業における様々な課題に的確に対処するためには、長期的な視点にたって、次世代の治山事業を担う多様な視点・技術を持った人材を育成・確保していく必要がある。

治山技術は、森林水文、森林土木、造林、生態、気象、各種基礎工学等の様々な学問分野の知見や技能を要するとともに、自然を対象とした技術であることから、座学により一朝一夕に技術者の養成が図られるものではなく、現場における技術者の養成、技術の研鑽を図ることが不可欠である。

このため、研修の充実に加え、業務を通じた調査・研究活動の奨励、大学や研究機関との連携・交流の強化等により、新たな工種・工法の開発や、事業計画の高度化など、治山技術の向上に向けた諸課題に積極的に取り組むとともに、災害の状況等に応じた機動的な技術者の配置などに努めることにより、治山技術者の育成・確保を図る必要がある。

2 効果的な事業の実施

(1) 総合的な流域保全対策の推進

災害から国民の生命・財産を守るためには、上流から下流に至る一貫した取組が必要であるが、今後の災害の傾向等を踏まえれば、治山事業は従来にも増して流域全体の保全を念頭においた取組が求められている。

このため、以下の取組を積極的に推進する必要がある。

民・国の連携による効果的な治山対策の展開

治山事業は、これまでも計画の策定や大規模な災害の復旧にあたって、直轄事業と補助事業とが相互に連携し実施されてきた（参考資料）。しかしながら、実際の事業の実施に関してのこれまでの連携は復旧対策に重点がおかれ、流域の特性に応じた総合的な予防対策まで念頭においたものとはなっていない。

このため、今後は、各森林管理局（直轄事業を担当）と都道府県（補助事業を担当）で構成する「治山事業連絡調整会議（仮称）」を都道府県単位で設置し、個別の流域に着目した民有林・国有林を通じた整備保全方針の樹立と予防治山対策の実施などに取り組むことが必要である。

効果的な整備手法の確立

治山事業は、植栽や保育などの森林の整備と、山腹工や溪間工などの施設整備とを組み合わせた事業展開を図っているが、森林の成熟化が進む中で、今後は、今ある森林の機能を維持・回復しつつ、必要な施設整備を図っていく必要がある。

このためには、長伐期施業や複層林施業、針広混交林化などの森林施業が、森林の国土保全や水源かん養機能に与える具体的な影響について、研究機関等との連携による継続的な調査を実施するとと

もに、その分析を踏まえて、地域の特性に応じた森林整備と施設整備との効果的な組み合わせ方策をさらに検討していく必要がある。

さらに、これまで治山事業で整備してきたえん堤などの施設や山腹工事箇所などの情報を統一的な基準のもとデータベース化し、今後の治山対策などに活かすことも検討していく必要がある。

他の政策手段との連携の強化

局地的豪雨に伴う流木災害の防止や、海岸部における津波対策等を推進するためには、砂防事業など防災に関する事業や関係機関との連携を推進し、より効果的・効率的な防災対策を推進する必要がある。

さらに、災害対策はハード対策とソフト対策が相まって効果を発揮するものであり、山地災害危険地区の情報を地図情報として把握・提供する山村等防災GISの整備や、山地災害の発生や警戒避難に資する情報を関係機関に提供する山地災害情報システムの整備等のソフト対策の充実により、ハード、ソフト一体となった減災体制の確立に資するよう、施策の充実を図る必要がある。

多様な主体の参画の推進

治山事業は、森林の有する公益的機能の発揮を通じて地域住民をはじめ広く国民に便益をもたらしており、今後とも治山事業を推進するためには、国民の一層の理解、協力、参画が不可欠である。

また、治山事業の効果は、例えば、人家の裏山等の保全などの局所的な範囲にとどまるものだけでなく、水源かん養や土砂流出の防止など河川等を介在して流域全体に影響を及ぼすものも多い。

しかしながら、治山事業の成果は長期間を要する樹木の生育とともに高まっていくという特性を有していることに加え、事業の実施箇所が山地になること、さらには、治山事業計画が専門的知見をもとに策定されることから、受益の対象となる住民にその必要性や効

果が理解されにくいといった面がある。

このため、以下の取組を積極的に進めていく必要がある。

(ア) 治山事業に対する国民の理解の醸成

治山事業に対する地域住民の幅広い理解を醸成する取組として、山地防災ヘルパー(注)の養成をはじめとする体制の充実や、住民の参加による山地防災パトロールの強化、治山技術者による災害に対する初動対応等の講習の実施等幅広い取組を推進する必要がある。

また、事業の実施状況や実施後の経年変化などの情報になるべく多くの国民が触れることのできるよう、インターネットを通じてリアルタイムで情報提供を行うなど、あらゆる媒体を通じた積極的な広報を進める必要がある。

(イ) 事業の各段階における地域住民の参画

事業の計画段階から、説明会の開催等を通じた情報提供や意見交換などを積極的に実施するとともに、治山事業とあわせて植樹等の郷土の森づくりを進めたり、既設の治山施設を題材とした防災教室の開催などを通じ、地域の将来を担う子供や下流域の住民を含めた治山対策に対する住民の積極的な関わりを進める取組を推進する必要がある。

(注) 山地防災ヘルパー：山地災害に関する情報の迅速かつ的確な収集を目的に、市町村職員、林業関係職員OB、一般住民等を都道府県知事が認定し、ボランティア活動として実施。

(2) 社会経済情勢を踏まえた効果的な事業展開とその評価

重点的な事業展開

(ア) 重点的な山地災害対策

山地災害危険地区は、国民の生活域の拡大とともに増加し、現在全国で約 2 3 万箇所存在するが、これに対する治山事業の着手率は約 4 割程度にとどまっている。今後、効果的な防災対策を進めるためには、山地災害危険地区の調査精度の向上と、これに基づく再点検を行い、緊要度の高い地区から重点的に治山対策を実施する必要がある。

また、再点検した山地災害危険地区の情報について、住民に分かりやすい形で積極的に提供する必要がある。

(イ) 予防対策の充実

局地的な豪雨、地震、火山噴火などによる激甚な山地災害の被害を軽減するためには、従来から取り組んできた荒廃地の復旧整備に加え、災害が発生するおそれのある箇所での防災機能の高い森林の整備や施設整備を一層推進し、山地災害の未然防止を計画的に図っていくことが重要である。

特に、今後の災害の発生の傾向を踏まえれば、豪雨のみならず地震や津波といった災害に対応するための予防治山対策を推進する必要がある。

また、それぞれの事業箇所の自然特性を踏まえ、自然素材を活かした工法の導入などを進めることにより、景観との調和や、溪流生態系等の保全・形成と災害の未然防止との両立を目指す必要がある。

事業体系の再構築

補助治山事業の事業体系は、事業の形態や手法に着目して現在 5 つの目、7 つの目細に区分されている(参考資料)。細分化され

た事業体系は、予算の適正な執行を確保する上では必要であるが、一方で事業の実施を硬直化し、災害の発生状況等に応じた機動的な対応を阻害する要因にもなりうる。さらに、地方分権の推進を図る観点からは、補助事業の実施主体である都道府県の自主性、裁量性を高める措置を講じていく必要がある。

このため、今後の治山事業の事業体系は、一定の政策目標の下で、都道府県が予算編成等において実情に応じ、より柔軟な対応が可能となるよう、政策目標に着目した事業の大括り化を図る必要がある。

政策評価の適切な実施と評価手法の改善

治山事業は、現在、森林整備保全事業計画に位置付けられている成果目標、すなわち

- ・「周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落数（現状4万8千集落 平成20年度末に5万2千集落）」
- ・「育成途上の水土保持林のうち土壌を保持する能力や水を育む能力が確保された森林の割合（平成20年度末に66%（事業を実施しない場合は50%）」
- ・「海岸林の延長7千kmの保全」

といった目標の下で事業が実施され、毎年度、その目標の達成度を集計、評価し、次年度以降の治山事業の施策立案に反映する仕組みとされている。

現在の成果目標は、国土保全の観点から集落数や機能が維持されている森林の割合といった数値を掲げ評価しており妥当性はあるものの、今後さらに、科学的な知見の集積に努めつつ、地域の安全性をどう向上させていくかといった視点からの評価がより適切に行えるよう、政策目標の改善等に取り組んでいく必要がある。

また、個別事業の評価に関しては、事業終了後の事後評価を厳格に実施するとともに、事前評価との比較が可能となるものから

順次、両方の結果を比較検証するなど、評価手法の改善に努める必要がある。

なお、治山事業は、森林の維持・造成を通じて災害の防止を図ることを目的とする事業であることから、事業の本来の成果が発現するには長期間を要する。このことは、治山事業の成果を国民に示していく上で極めて重要な点であり、今後施策の効果や評価結果を明らかにする際には、国民に誤解が生じないように、この点を明らかにするとともに、事業終了後の継続的なモニタリングなどに積極的に取り組み、治山事業の成果が国民に正確に伝わるよう取り組む必要がある。

1 治山勘定創設の経緯及びその果たしてきた役割

昭和34年の伊勢湾台風等を踏まえ、国土保全を着実に進める必要から、昭和35年に治山治水緊急措置法が制定された。これにより、国が責任をもって治山事業に係る長期計画を策定するとともに、治山事業に係る国の予算・決算の総額を会計経理上も明らかにするため、国有林野事業特別会計に治山勘定を設けて一般会計と区分経理することとされた。(国有林野事業特別会計は、この「治山勘定」と、国有林野事業について経理する国有林野事業勘定(以下「事業勘定」)の2つで構成されることとなった。)

この結果、それまで治山事業の投資実績が計画に対して低位(注)であったことに対し、昭和35年度以降はおおむね計画どおりに事業が実施され、国土保全施策の推進が図られた。

これは、国が治山事業長期計画を策定し、これに基づき計画的に事業を実施してきたこととともに、治山勘定を設けて毎年度の治山事業に対する国の投資額を明確にし、計画の進捗状況を国会等の場で審議することにより次年度以降の予算が措置されたことなど、治山勘定の果たした役割は評価されるべきものである。

また、治山勘定により毎年度の治山事業の予算や決算が明らかにされることにより、受益と負担の関係もより明確に示され、国民へ説明責任が果たされてきたと考えられる(国有林野事業特別会計の経理の概要は参考資料)。

(注) 実績が低位：例えば、治山治水緊急措置法制定前の昭和33、34の2ヶ年では、計画に対する実績がわずか27%であった。

2 特別会計及び公会計をめぐる情勢

(1) 特別会計の見直し

こうした役割を果たしてきた治山勘定であるが、国の特別会計に関しては、財政制度等審議会財政制度分科会歳出合理化部会において、そのあり方について審議されている。財政制度等審議会では、「特別会計が多数設置されることは、予算全体の仕組みを分かりにくくし、財政の一覧性が阻害される面がある」という基本的な認識のもと検討が行われ、各特別会計ごとに、事務事業の見直しや歳入歳出を通じた構造の見直し、特別会計として区分経理を行う必要性の点検等が行われている。

この中で、治山勘定については、一般会計からの繰入れ比率が高いことから（参考資料 ）、平成16年6月に「治山事業計画」と「森林整備事業計画」を統合した「森林整備保全事業計画」が閣議決定され、治山事業と森林整備事業を一つの計画の下で実施しはじめたことも踏まえ、同年11月に「治山勘定の経理は、一般会計からの繰入れ比率が高いことを勘案すれば、治山勘定としての区分経理の必要性が乏しい。今後は、森林整備事業と同様に、民有林は一般会計で、国有林は国有林野事業特別会計で経理することを基本に、勘定の統合を行うべきである。早急に具体的な検討を進める必要がある。」と報告がなされたところである。

(2) 公会計をめぐる動向（今後の予算・決算のあり方）

財政制度等審議会においては、財政制度分科会法制・公会計部会において、今後の公会計のあり方が議論されている。平成15年6月にとりまとめられた「公会計に関する基本的考え方」では、「現行の予算書・決算書については、その表示科目が事業の内容とは必ずしも結びついておらず分かりにくい上、政策目的毎に区分されておらず、事後の評価になじみにくい」として、今後の予算・決算のあり方として、

「予算の明確性の向上を図り、事後の評価を可能とする方向で、予算書、決算書の表示科目について、政府部内で早急に検討を進めるべきである」と報告されている。これを受け、政府においても、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」において、「政策毎に予算と決算を結び付け、予算と成果を評価できるよう、予算書、決算書の見直しを行う。平成20年度予算を目途に完全実施することを目指し、平成18年度までに実務的検証を完了させる」とされている。今後の治山事業の経理のあり方を考える上では、こうした公会計の見直しの流れにも留意する必要がある。

今後の治山事業の経理のあり方

1 勘定を統合した場合の経理の基本的方向

治山事業の意義、今後の治山事業の実施のあり方などの検討結果を踏まえ、仮に勘定統合を実施するとすれば、

- (1) 直轄治山事業は、国有林野事業特別会計の職員、組織で実施する方が効率的なこと（ 1（1）参照）
- (2) 都道府県からの負担金という特定の歳入を財源の一部としている民有林直轄治山事業の経理については、特別会計で経理した方が合理的かつ明瞭であること
- (3) 予算と成果との関係が分かりやすい会計とする必要があることから、事業の実施主体に応じて治山事業に要する経費の総額を同一の会計で経理することが合理的であること

から、国が行う直轄治山事業は国有林野事業特別会計で、都道府県が行う補助治山事業は一般会計で経理を行うこととすることが望ましいと考えられる。

この場合、直轄治山事業については、国有林野事業特別会計において国有林野事業と一体的に経理が行われることとなる。

勘定統合後の会計において、治山事業の経理については、他の事業と区分されることにより、受益と負担の関係も含めて経理の明瞭性が保たれるのであれば、治山勘定を必ずしも存置しなくても、その果たしてきた役割は、引き続き確保されうると考えられる。

勘定を統合した場合の国有林野事業特別会計の具体の経理のあり方について、

- ・ 国有林野事業と治山事業の果たす役割を勘案し、両事業の経理の明瞭性、一覽性が確保できるかという課題

- ・ 国有林野事業の経営成績及び財政状態を明らかにするための経理に影響を及ぼさないようにできるかという課題

に留意して、その基本的な考え方について検討すると、以下のとおりである。

(1) 会計基準

治山勘定においては、一般会計と同様、現金の授受の事実に着目した現金主義による経理を行っている。

一方、事業勘定においては、国有林野事業が企業的に運営される性格を有していることを踏まえ、国有林野事業の経営成績及び財政状態を明らかにするため、発生主義による経理を行っている。発生主義においては、現金の収支のみについて帳簿の記入の整理をするのではなく、その他の財産の増減に関する取引と、財産の種類の変動に関する取引についても、その事実の発生の都度、これらを総合的に計算整理の対象とする経理を行っている。

勘定を統合する場合は、同一の会計基準に統一して経理する必要がある。この場合、

国有林野事業は引き続き企業的に運営し、企業会計原則に準拠した経理を行う必要があること

発生主義に基づく経理は現金主義に比べて詳細な経理であり、現金主義的な成果の把握も可能であること

等を踏まえ、勘定を統合する場合の会計基準は、発生主義に基づく経理に統一することが適当である。

(2) 予算書

事業勘定と治山勘定に区分して作成されている現行の予算書について、勘定を統合する場合には、国有林野事業特別会計として一つの予算書を作成することが想定される。

勘定統合後の予算書においては、治山事業に係る歳入は、これまで

と同様に一般会計繰入、負担金等経費の性質に基づき国有林野事業と区分して受け入れるとともに、歳出は、経費の目的により区分し、政策目標との関連も念頭においた歳出予算の区分とすることにより、両事業の歳入・歳出の明瞭性やその費用負担に対する説明責任を果たす必要がある。

(3) 決算書

予算の執行実績を明らかにする観点から、国有林野事業特別会計においては、事業勘定、治山勘定の各々について、歳入歳出決定計算書が作成されている。また、事業勘定については、国有林野事業が企業的に運営される性格を有していることを踏まえ、財務諸表（損益計算書、貸借対照表及び財産目録）が作成されている。

勘定統合後は、国有林野事業特別会計として一つの歳入歳出決定計算書を作成することが想定される。勘定統合後の歳入歳出決定計算書においては、現行と同様、予算書における予算科目と対応した科目を計上することにより、国有林野事業及び治山事業の明瞭性を確保する必要がある。

また、勘定統合後は、治山事業も含めた国有林野事業特別会計全体として財務諸表を作成することが想定されるが、国有林野事業の経営成績及び財政状態の把握に支障が生じないように、事業別に費用・収益及び資産・負債を明らかにする措置を講じることにより、適切に対処する必要がある。

(4) 治山事業に要する支出の取扱い

治山事業により整備したえん堤や森林の国有林野事業特別会計上の取扱いについては、治山事業に要する支出が、森林の林業的資産価値の向上を目的としたものとは異なり、収益を生まない、いわば保安林の公益上の目的を確保するための森林の機能を維持するための支出と考えられるため、これまでと同様に国有林野事業特別会計の資産（注

)の対象とは位置付けないこととすることが適当である。

(注) 国有林野事業の資産は、企業会計における資産の取扱いに即し、林業生産活動の一環としての事業により将来立木等より収益の稼得をもたらすものと位置付けている。この考え方に即し、同事業に要する支出のうち、資産価値を高め、又は耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額については資産の増加として取り扱う。一方、治山事業に要する支出については、保安林の機能の維持やき損した保安林の原状回復を行うものであることから、維持修繕費として取り扱うこととする。

2 勘定を統合した場合の経理のあり方

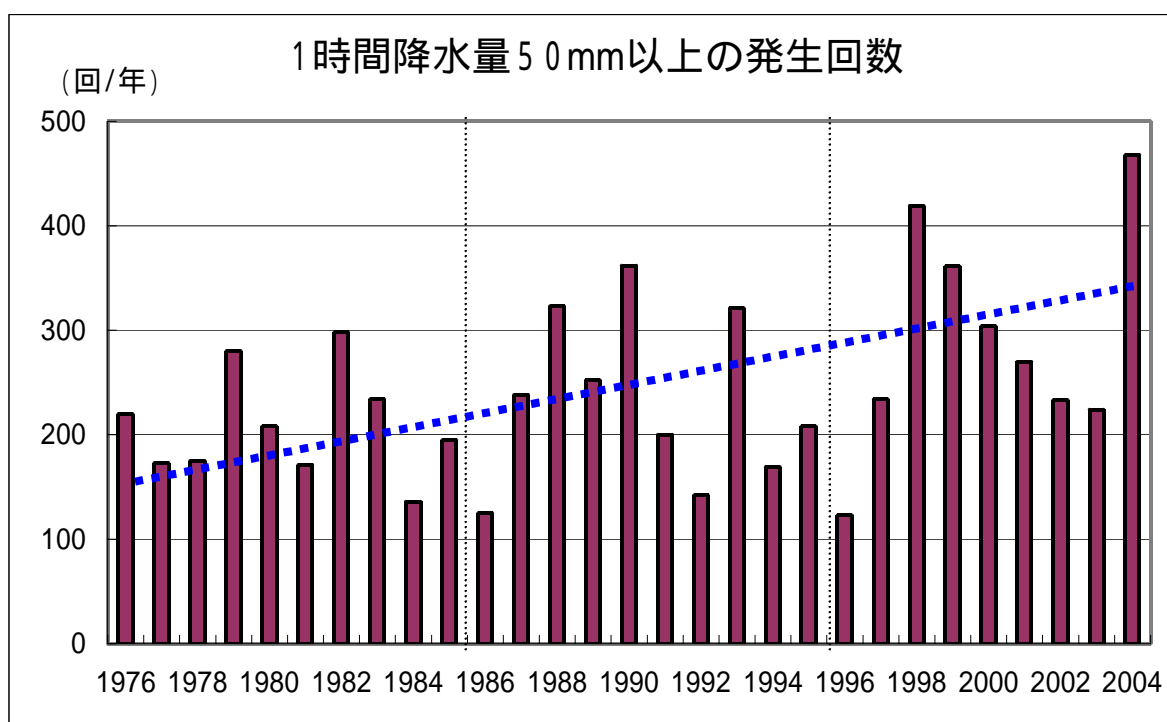
このように、治山事業の経理について、勘定を統合する場合には、上記の検討結果を反映させた上で、国が行う直轄治山事業は国有林野事業特別会計で、都道府県が行う補助治山事業は一般会計で経理を行うこととすることが適当である。

なお、直轄治山事業と補助治山事業を異なる会計で経理することとした場合、治山事業全体の国の投資額の総覧性そのものは低下することが考えられるので、直轄治山事業と補助治山事業をあわせた国の投資額を国民に明らかにすることについて検討する必要がある。

このほか、今後とも財政制度等審議会の取組等公会計の見直しの動向を注視しながら、適切に対応していく必要がある。

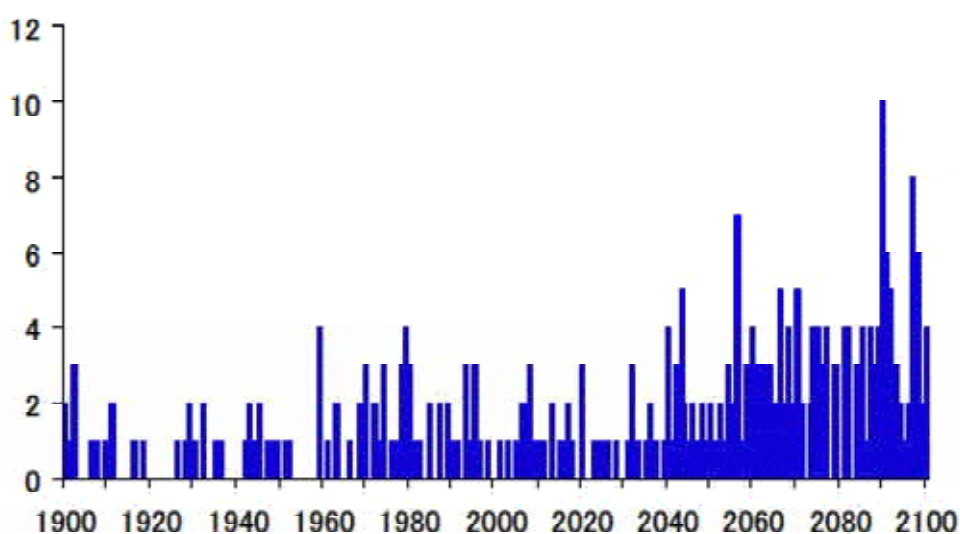
(参考資料)

参考資料 局地的豪雨 (1 時間降水量 50 mm 以上) の発生回数



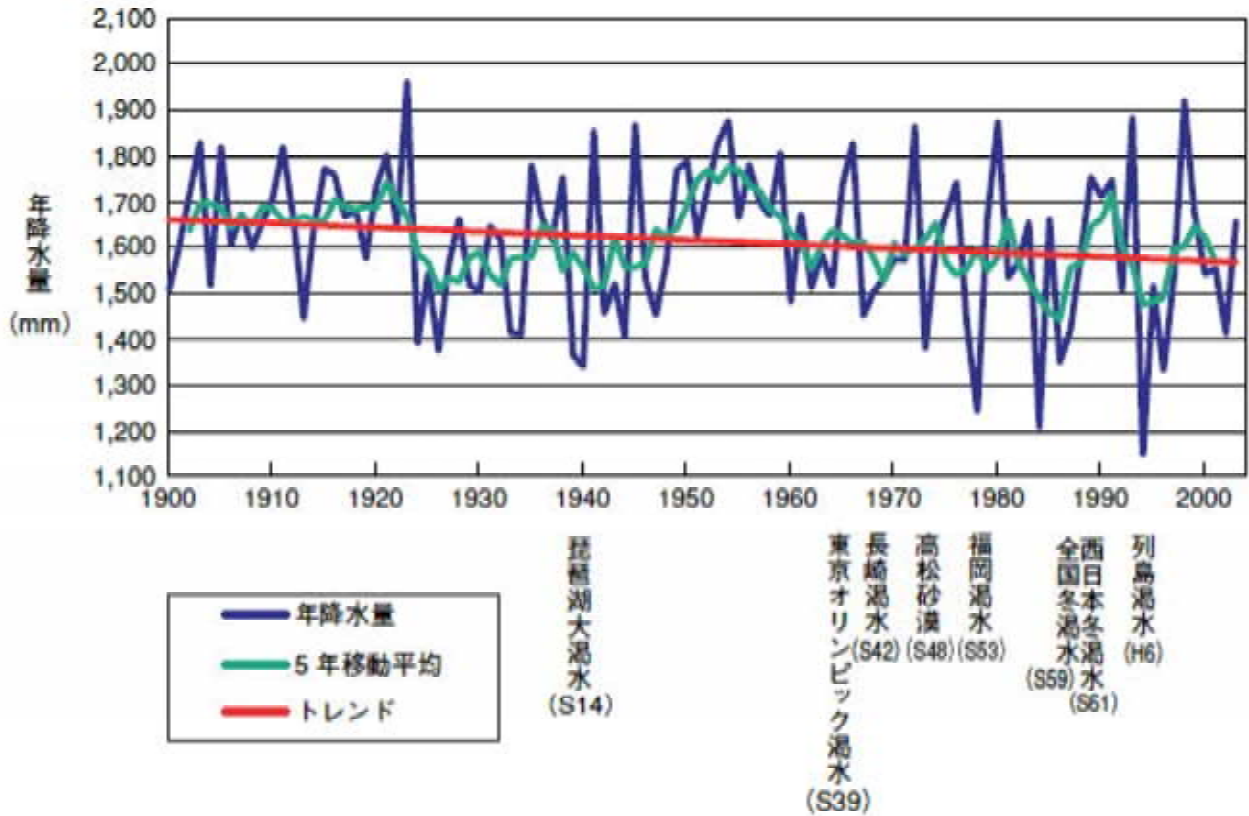
(1 時間降水量の年間延べ発生件数。全国の約 1,300 地点のアメダスデータより)

(参考) 日本の夏季 (6 ~ 8 月) の豪雨 (100mm/日) 日数の変化予測



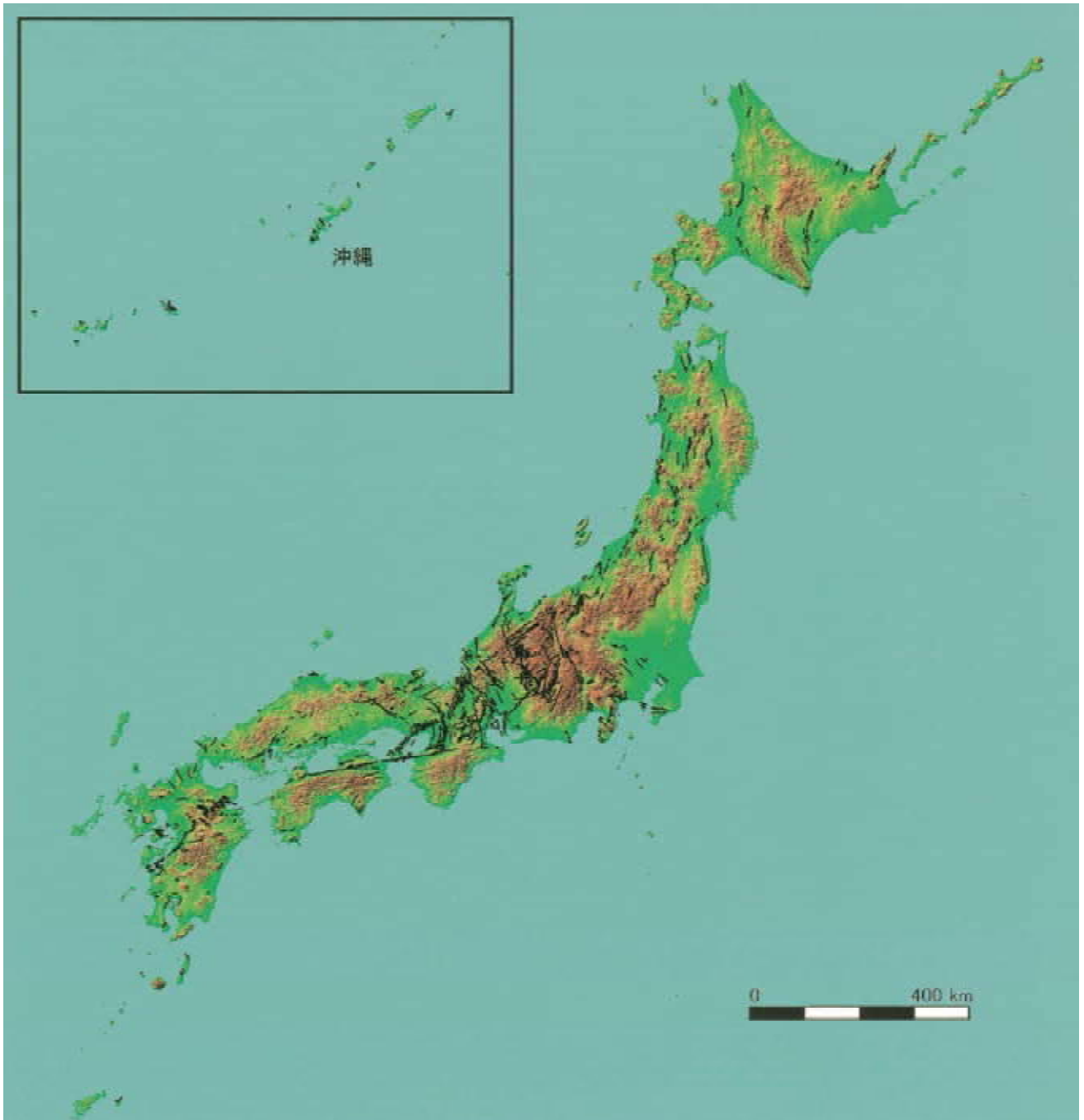
(東京大学気候システム研究センター・国立環境研究所等「地球シミュレーターによる最新の地球温暖化予測計算」より)

参考資料 我が国の年平均降水量の経年変化



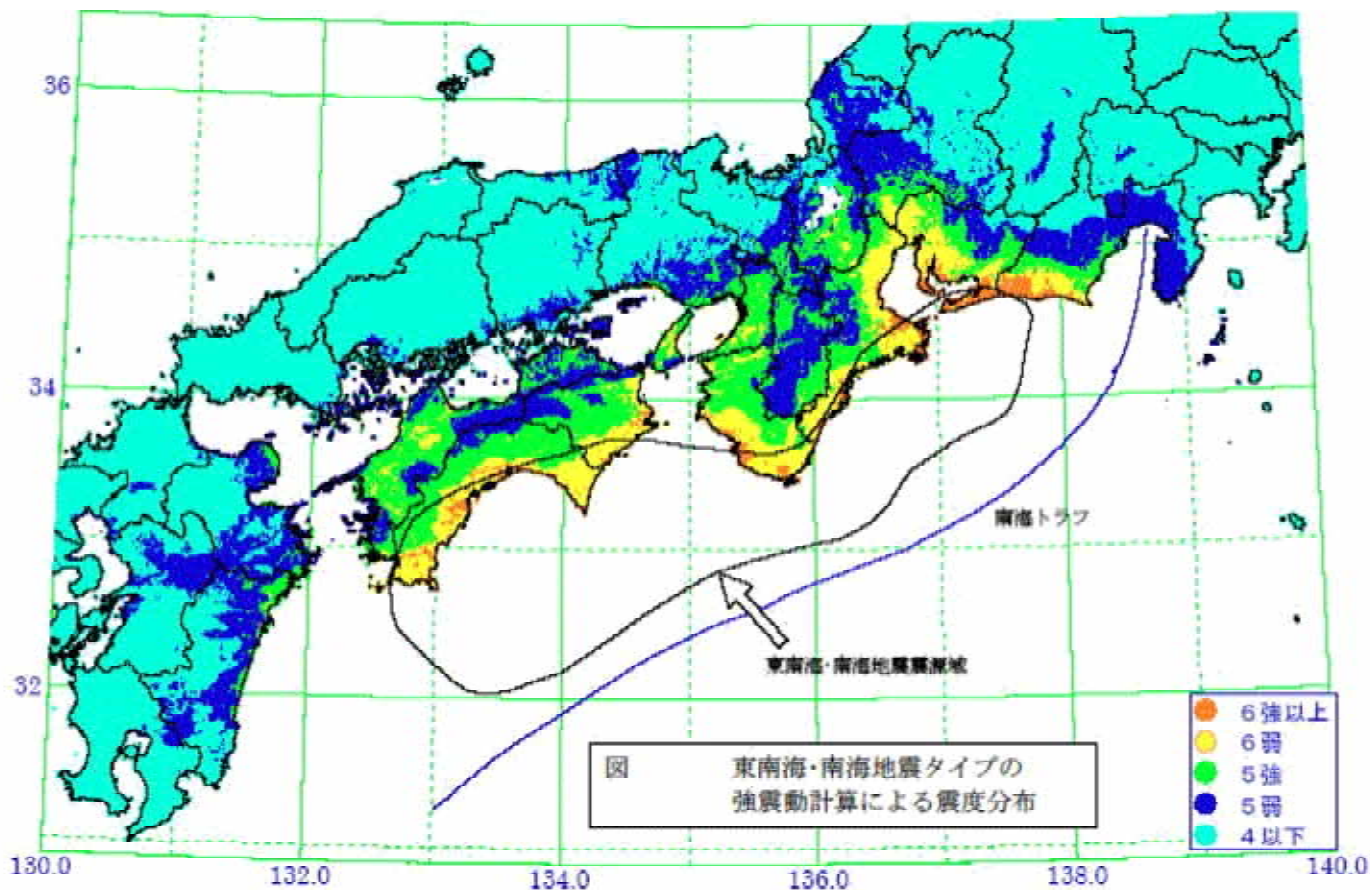
- (注) 1. 気象庁資料に基づいて国土交通省水資源部で試算した以下の全国51地点の算術平均値
 地点名：旭川，網走，札幌，帯広，根室，寿都，秋田，宮古，山形，石巻，福島，
 伏木，長野，宇都宮，福井，高山，松本，前橋，熊谷，水戸，敦賀，岐阜，
 名古屋，飯田，甲府，津，浜松，東京，横浜，境，浜田，京都，彦根，下関，
 呉，神戸，大阪，和歌山，福岡，大分，長崎，熊本，鹿児島，宮崎，松山，
 多度津，高知，徳島，名瀬，石垣島，那覇
2. 折れ線（青線）は年降水量，折れ線（緑線）は5ヶ年の移動平均，直線はトレンド（回帰直線による）を示す
3. 各年の観測地点数は欠測や観測開始年等により必ずしも51地点ではない

参考資料 日本の内陸活断層の分布状況



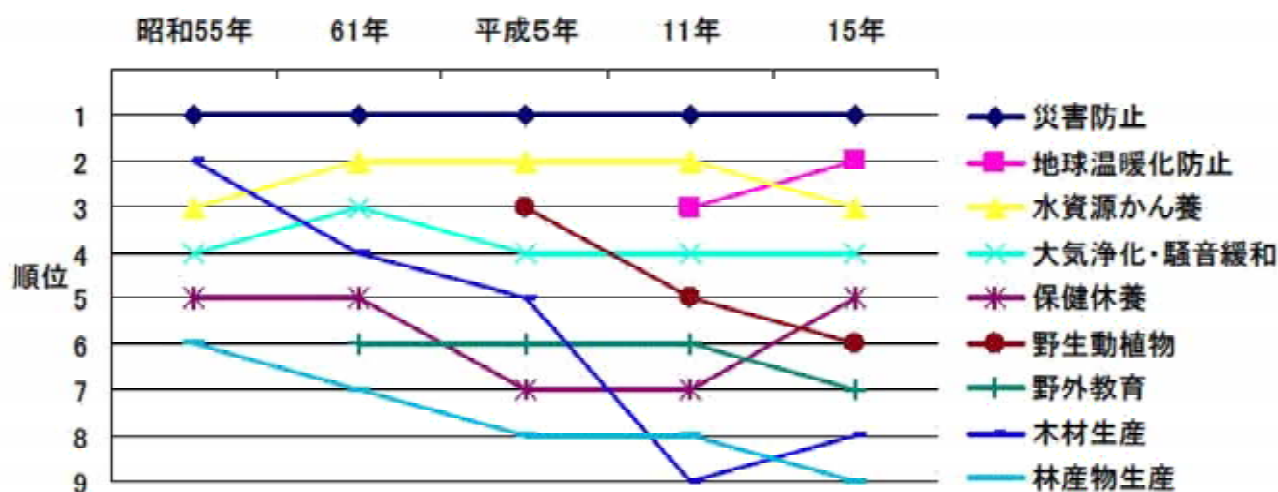
(日本の地震防災 活断層 (文部科学省地震防災課) より)

参考資料 東南海、南海地震が同時に発生した場合の想定震度分布図



(中央防災会議「東南海、南海地震の被害想定について」平成15年4月17日より)

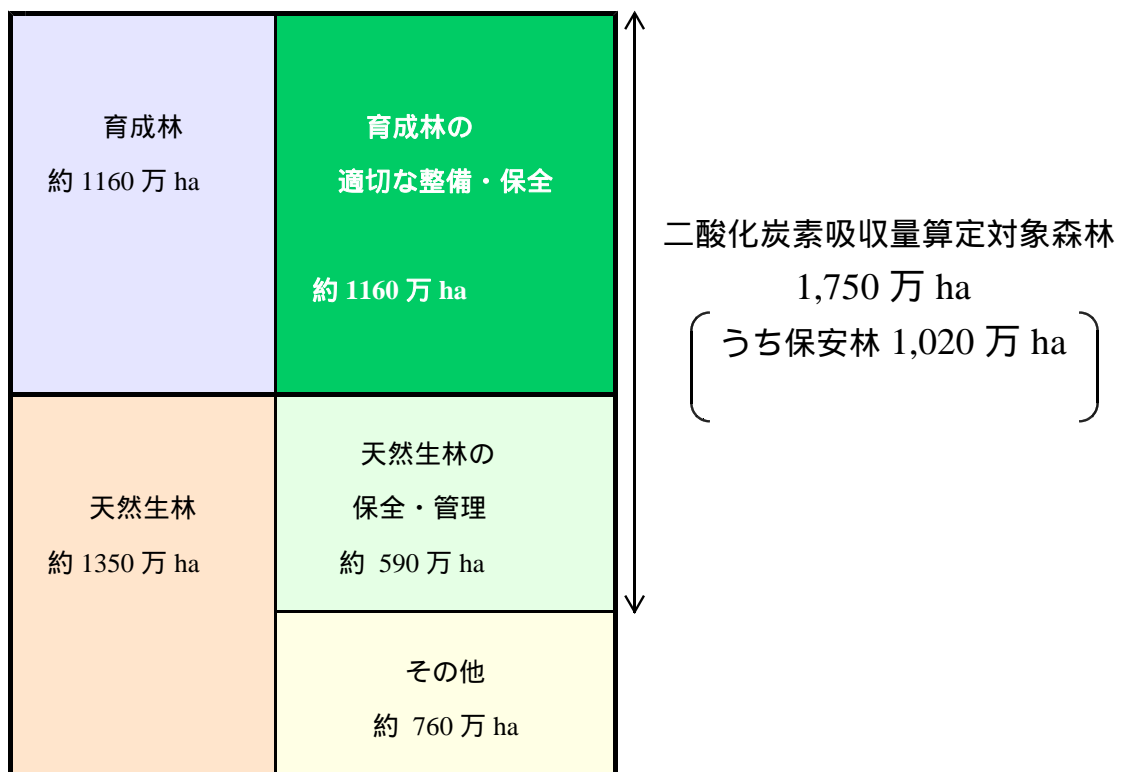
参考資料 森林に期待する役割の変化



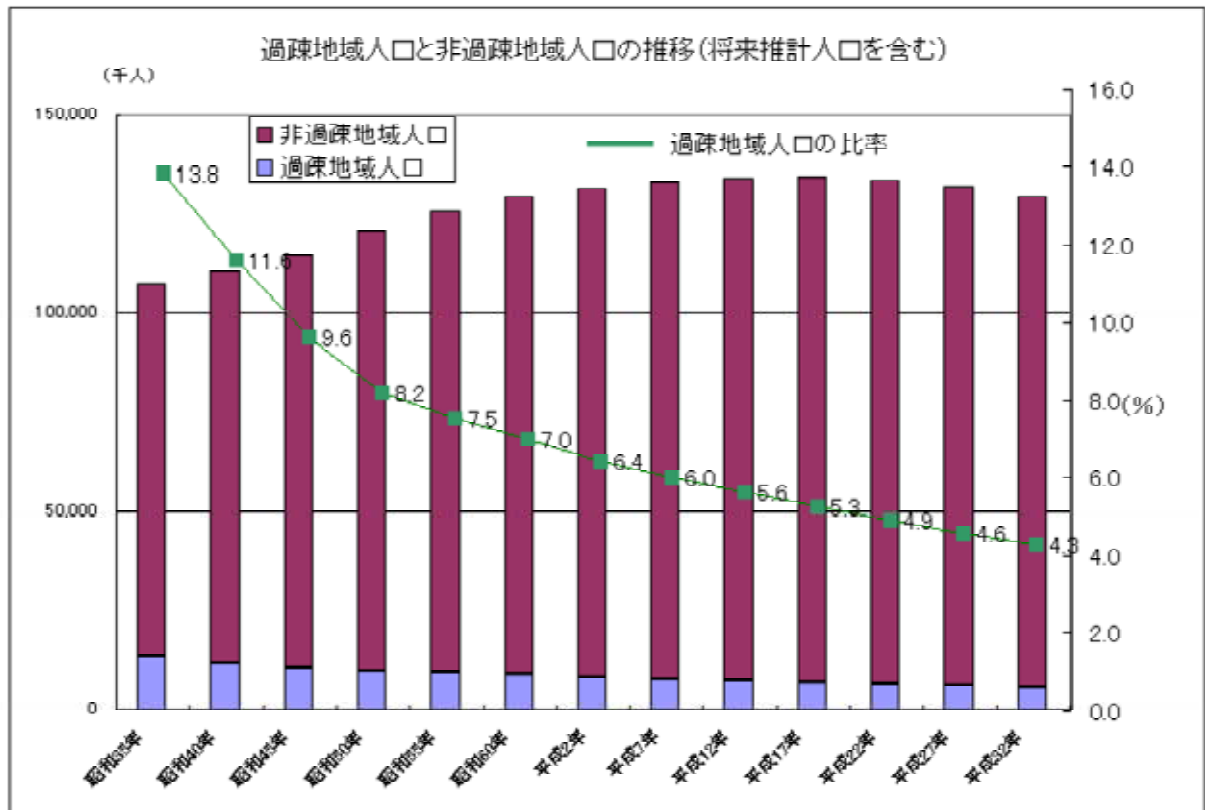
資料：内閣府「森林・林業に関する世論調査」（昭和55年）、「みどりと木に関する世論調査」（昭和61年）、「森林と緑に関する世論調査」（平成5年）、「森林と生活に関する世論調査」（平成11年、平成15年）

注：1）回答は、選択肢の中から3つ選ぶ複数回答であり、期待する割合の高いものから並べている。また、選択肢は、特にない、わからない及びその他を除き記載している。

参考資料 森林経営による二酸化炭素吸収量算定対象森林の考え方



参考資料 過疎地域人口の推移



参考資料 直轄治山事業の事例

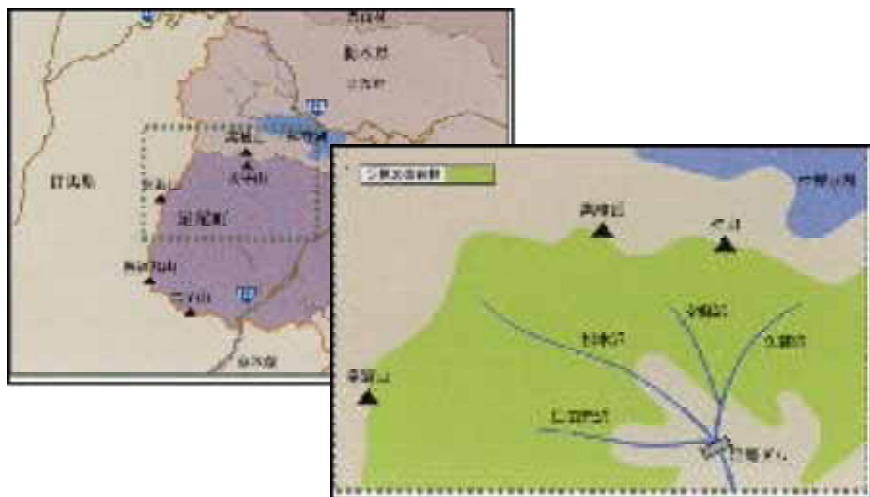
事例 : 荒廃山地の復旧 (栃木県足尾地区における国有林直轄治山事業)

< 荒廃の概要と治山事業による復旧 >

渡良瀬川の源流部に位置する、栃木県足尾町の国有林は、山火事や足尾銅山からの亜硫酸ガスにより森林が衰退し、豪雨時の洪水などにより下流域に甚大な被害を与えていた。

1947年(昭和22年)に、前橋営林局(現関東森林管理局)と大間々営林署(現群馬森林管理署)が、東京営林局から事業を引き継ぎ、主に煙害の少ない下流の荒廃地から復旧に着手。昭和25年に治山事業所を設置し、精錬方法の改善により煙害がなくなった昭和31年から本格的な山腹工・航空実播工等の治山事業を行ってきた。現在では一部緑が回復し、カモシカ・クマ等の大型動物も確認されている。

現在治山事業で行われている航空実播工や植生盤を導入した山腹工は、足尾の治山で始めて導入されたものであり、また、平成15年には、侵食状況の観測・監視や、治山事業の役割・自然環境等への理解を深めるため、下流への影響が心配されない荒廃地を「観測監視地区」として指定するなど、我が国の治山事業の先駆的・代表的事例としての役割も果たしている。



〔久蔵沢の緑化状況〕



(昭和40年代の状況)



(平成11年当時の状況)

(近景)



事例 : 大規模地すべりの復旧対策と効果 (由比地区: 静岡県)

< 災害の概要と治山事業による復旧、効果 >

静岡県由比地区においては、昭和49年7月の豪雨により崩壊、地すべりが発生、40戸に及び人家が全半壊するとともに、山麓に位置する国道1号線、東海道本線へ土砂が流出、不通となる大災害が発生。

由比地区での地すべり災害対策については、地すべりの規模が大きく、また人命・財産はもとより、交通・通信の大動脈（東名高速道路、国道1号線、東海道本線及び主要通信ケーブル等情報通信網等）を保全することの重要性から、国をあげて取り組むこととなり、昭和50年度から、東京営林局（当時）が直轄地すべり防止事業に着手。（平成12年度に事業終了）

その結果、山地の安定とともに、由比市街地や我が国の経済・交通にとって極めて重要な地域の施設の保全が図られている。また、当地区では、将来予想される東海地震も踏まえ、常に最先端の地すべり技術を駆使して調査・工事が実施されており、現在では地すべり防止技術の普及や防災活動の場として活用されている。

(由比地区の概況)

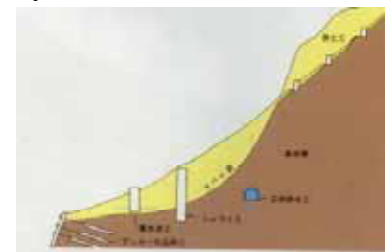


(被災状況)



崩壊した土砂が東海道線に流入

(直轄地すべり事業による復旧)



・シャフト工（深礎杭） 地すべりの力が強い、深いなどにより、普通の工法で対応できない場合に使用。

事例：大規模災害（新潟県中越地震災）への対応（中越地区：新潟県）

< 災害の概要と治山事業による対応 >

平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震により新潟県中越地域の27市町村（災害発生当時）で震度5弱以上を記録。これにより、山古志村（当時）小千谷市、長岡市等の山地では、広範囲に数多くの崩壊、地すべりが発生、集落・農地への土砂流出や交通網の寸断など、甚大な被害が発生。

災害発生直後に林野庁から呼びかけた、近隣の5県、3森林管理局が被災地に入り、新潟県と合同で山地災害危険地区や治山施設の点検を実施、速やかな被害状況の把握と復旧計画の策定を支援。

また、新潟県は、被災箇所のうち特に大規模な地すべりについて、その復旧に要する事業の規模が著しく大きいこと等から、全国的な組織体制を有し、また、長野県西部地震（昭和59年）北海道南西沖地震（平成5年）等で地震による大規模な荒廃地の復旧を経験している国（国有林）に対し、直轄地すべり防止事業の実施を要請。

これを受け、平成16年度の補正予算から、関東森林管理局、中越森林管理署において事業に着手。平成17年4月1日には、現地に中越治山事業所を開設し、体制を強化。

（位置図）



（荒廃の概況）



長岡市濁沢町



山古志村種芋原

（緊急点検の状況）



事例：住民との協働による緑化事業（北海道：えりも岬）

北海道えりも岬国有林は、全国的にもまれに見る強風や短い日照時間といった厳しい自然条件に加え、明治時代からの開拓、放牧等により森林が荒廃・消失し、「えりも砂漠」と言われるほど荒廃していた。そこから流出した土砂は海水を汚濁し、昆布や魚介類の水揚げが減少するなど地域住民の生活を脅かしていた。

昭和28年度に旧浦河営林署（現日高南部森林管理署）に「えりも治山事業所」を開設し、地域の関係者と一丸となって緑化事業に取り組み、様々な試行錯誤の末、強風と闘いながら地面をならし種子と肥料を播き、その上を海岸に打ち上げられた雑海藻で覆う「えりも式緑化工法」の開発により昭和45年度には草本緑化を完了、その後クロマツ、カシワなどの植栽が行われ、平成14年度までに181ヘクタールの海岸林が甦っており、現在も緑化事業は続けられている。

えりもの緑化事業は、海水汚濁の改善を促し、漁獲量が増加するなど地域の環境保全や産業振興に大きな役割を果たしている。また、緑化の取組みが中学校の英語教科書の題材となるなど、官民一体となった自然再生に向けた成果の代表事例としても注目されている。

（緑化開始当時のえりも岬）



（現在のえりも岬）



（えりも式緑化工法）



（海藻による地面の被覆の様子）

参考資料 民国連携による復旧事業の事例

(事例1) 雲仙地域の治山対策における国有林と民有林の連携

【災害の概要】 雲仙普賢岳の噴火活動（平成2年～平成7年）により、火砕流や土石流が発生、下流の島原市や深江町に甚大な被害が発生。

【被害の状況】 人的被害：死者41名、行方不明者3名、負傷者12名 家屋等被害：2,511棟 森林被害：460ha

【連携内容】 九州森林管理局は、長崎県、地元市町長及び学識経験者による「雲仙岳・眉山地域治山対策検討委員会」を設置し、国有林、民有林による一体的復旧・整備の検討を進めるとともに、民有林地内の復旧工事等に影響をおよぼす火山堆積物の流出を軽減するため、早期に広範囲な航空緑化を実施し、流域全体の保全に努めるなど、効果的な治山対策を推進した。

中尾川流域の被災状況（平成5年）



国民連携による復旧整備の状況（平成13年）



発生源を抑える国有林治山ダム



土石流拡散等を防止する民有林治山ダム



中尾川流域の国有林と民有林の主な連携内容（H16年度末実績）

工種	国有林	民有林
治山ダム工	7基	15基
導流堤		2基
流路工等	1基（護岸工）	880m
航空緑化工等	214ha	8ha
排土工		126千m ³
落石防止工	1基	

(事例2) 群馬県水上町の治山対策における国有林と民有林の連携

【災害の概要】 平成14年7月の台風6号に伴う集中豪雨により、山腹崩壊に起因した土石流が発生し、下流の人家、国道に被害を与えた。

【被害の状況】 家屋被害：7戸（全壊4戸、半壊3戸） 国道：流出土砂により一時不通

【連携内容】 関東森林管理局は、群馬県、水上町及び学識経験者からなる「水上町大穴地区災害調査検討委員会」を設置し、国有林、民有林による一体的復旧・整備の検討を進めるとともに、下流集落及び工事の安全確保を図るため、土石流センサー等による警戒・避難体制を確立するなど、被災流域の効果的な治山対策を推進した。

連携による事業実施例

災害発生状況(H14.7)



国有林治山ダム施工状況(H14.11)



民有林治山ダム施工状況(H14.11)



復旧整備状況(H16.11)



国有林と民有林の連携内容 (H16 未現在)

区分	国有林	民有林
谷止工	7基	2基
土留工	5基	
排土工	13千m ³	15千m ³

参考資料 治山事業の事業体系

- 治山事業費補助
 - 山地治山 < 荒廃地や荒廃森林の復旧・整備等を行う >
 - 復旧治山 (山腹崩壊地や侵食された溪流などの山地の復旧を行う事業)
 - 予防治山 (山腹崩壊の危険のある箇所や、侵食などにより荒廃の兆しのある溪流などにおいて、災害の未然防止を図る事業)
 - 限界状態設計法等実証 (コスト縮減の観点から、新たな設計手法による治山施設の整備を実証的に行う事業)
 - 保安林整備
 - 保安林改良 (自然災害など森林所有者の責に帰し得ない理由で荒廃した保安林を整備復旧する事業)
 - 保育 (治山事業施工地などにおいて、植栽した樹木の保育を行う事業)
 - 保安林買入 (周辺に開発が及ぶなど滅失に危機に直面し、その適正な維持を行うために都道府県が保安林を買い入れる事業)
 - 保安林管理道整備 (治山事業の計画的かつ効率的な実施のために必要な林道を整備する事業)
- 水土保持林整備治山事業費補助 (水土保持機能が低い森林を整備するため、荒廃地等の復旧・整備と森林整備とを一体的に行う)
 - 水土保持治山
 - 地域防災対策総合治山 (山地災害危険地区が存在する一定の広がりを持つ地域で総合的な山地災害危険地対策を行う事業)
 - 森林土木効率化等技術開発モデル (省力・機械化工法、自然環境に配慮した工法等の開発、普及、定着を図る事業)
 - 林地荒廃防止 (特殊土壌地域等において山地災害を未然に防止する事業)
 - 水源地域整備
 - 水源流域広域保全 (ダム上流等の水源確保上重要な地域において、森林整備と治山施設、水質保全施設の整備等を行う事業)
 - 水源流域地域保全 (取水施設上流など住民の生活用水の確保等の観点から、森林整備と治山施設、水質保全施設の整備等を行う事業)
 - 奥地保安林保全緊急対策 (荒廃地が多く存在する奥地水源地の森林において、簡易な治山施設の設置や針広混交林化等を行う事業)
 - 防災林造成
 - なだれ防止林造成 (積雪地帯におけるなだれ災害を防止するための森林を造成する事業)
 - 土砂流出防止林造成 (風倒や山火事などにより機能が失われた森林において、土砂の流出を防止するための森林を造成する事業)
 - 治山等激甚災害対策特別緊急
 - 治山激甚災害対策特別緊急 (集中豪雨や地震などで激甚な山地災害が発生した地域において、緊急かつ集中的に復旧を行う事業)
 - 火山治山激甚災害対策特別緊急 (火山活動により激甚な災害が発生した地域において、緊急かつ集中的に復旧を行う事業)
 - 地すべり激甚災害対策特別緊急 (集中豪雨や地震などで激甚な地すべり災害が発生した地域において、緊急かつ集中的に復旧を行う事業)
- 共生保安林整備事業費補助 (森林の防災機能とともに、快適な生活環境、良好な景観等の保全・形成を図る)
 - 共生保安林整備統合補助 (防災機能と併せ保健休養等の機能の発揮も求められる森林において、治山施設の整備や森林整備を行う事業)
 - 海岸防災林造成 (海岸における飛砂、高潮などによる被害を防止するための海岸防災林を造成する事業)
 - 防風林造成 (内陸部において、季節風による農地などの被害を防止するための防風林を造成する事業)
 - 環境保全技術開発モデル (自然環境の保全・改善効果の高い工法の開発、普及、定着を図る事業)
- 地すべり防止事業費補助
 - 地すべり防止 (地すべりによる被害を防止、軽減するための地すべり防止工事を行う事業)
- 後進地域特例法適用団体補助率差額 (後進地域特例法に基づき、同法が適用される都道府県に対し補助率の高上げを行う)

参考資料 国有林野事業特別会計の経理の概要

国有林野事業特別会計は、「国有林野事業勘定」と「治山勘定」に区分される。

国有林野事業勘定

国有林野事業の経営成績及び財政状態を明らかにするため、発生主義に基づく企業会計原則により財産の増減及び異動を発生の実に基づいて計理するとともに、この勘定の歳入歳出決算にあたっては損益計算書、貸借対照表等の作成が義務付けられている。

1 歳入歳出予算

(1) 歳入

ア (款) 国有林野事業収入

業務収入

林野等売払代

雑収入

イ (款) 他会計より受入

事業施設費

公益林等保全管理費

利子補給

ウ (款) 他勘定より受入

エ (款) 借入金

(2) 歳出

ア (項) 国有林野事業費

人件費

事業施設費

業務費

利子・償還金

交付金等

イ (項) 予備費

歳入歳出予算規模

(単位:億円、%)

区 分	16年度 予 算	17年度 予 算	対前年 度 比	備 考
(歳入)				
(款) 国有林野事業収入	706	644	91.2	
(款) 他会計より受入	1,060	1,082	102.1	事業施設費等財源受入 利子財源受入
(款) 他勘定より受入	136	135	98.7	治山勘定より受入
(款) 借入金	1,715	1,909	111.3	借換借入金
計	3,618	3,770	104.2	
(歳出)				
(項) 国有林野事業費	3,608	3,760	104.2	
(項) 予備費	10	10	100.0	
計	3,618	3,770	104.2	

2 損益及び財産の状況

損益計算書（平成15年度）

損 失		利 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経 営 費	569	売 上 高	220
治 山 事 業 費	137	林 野 等 売 払 収 入	179
一 般 管 理 費 及 販 売 費	291	雑 収 入	82
減 価 償 却 費	292	一 般 会 計 より 受 入	543
資 産 除 却 損	65	森 林 保 全 等 財 源 受 入	312
緑 資 源 公 団 出 資 金 承 継 損	85	利 子 財 源 受 入	231
支 払 利 子	225	治 山 勘 定 より 受 入	137
雑 損	2	雑 益	1
		本 年 度 損 失	506
合 計	1,668	合 計	1,668

貸借対照表（平成15年度）

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	139	借入資本	13,176
現金預金等	112	流動負債	2,096
未収金・延納金	17	未払金等	216
棚卸資産	10	短期借入金	1,715
		その他の負債	165
固定資産	70,752	固定負債	11,080
土地	3,168	長期借入金	11,080
立木竹	65,450		
建物その他の資産	1,765	自己資本	60,195
独立行政法人緑資 源機構出資金	369	固有資本	175
		資本剰余金	60,020
繰越欠損金	1,973		
本年度損失	506		
合 計	73,371	合 計	73,371

(注) 平成15年度末債務残高は、12,796億円
(長期借入金11,080億円+短期借入金1,716億円)

治山勘定

昭和 35 年の治山治水緊急措置法（昭和 35 年法律第 21 号）の制定と併せ、治山事業に係る国の予算・決算の総額を明らかにするため、治山勘定が創設された。

治山勘定は、他の公共事業の経理と同様、現金主義による経理を行っている。

・歳入歳出予算

(1) 歳入

- ア 負担金、補助金等の一般会計からの繰入金
- イ 直轄治山事業に係る地方公共団体の負担金
- ウ 附属雑収入

(2) 歳出

- ア 直轄治山事業に関する費用、補助金等
- イ 治山勘定から国有林野事業勘定へ繰り入れられる直轄治山事業及び直轄治山施設災害復旧事業に関する事務取扱費
- ウ 附属諸費
- エ 予備費

歳入歳出予算規模

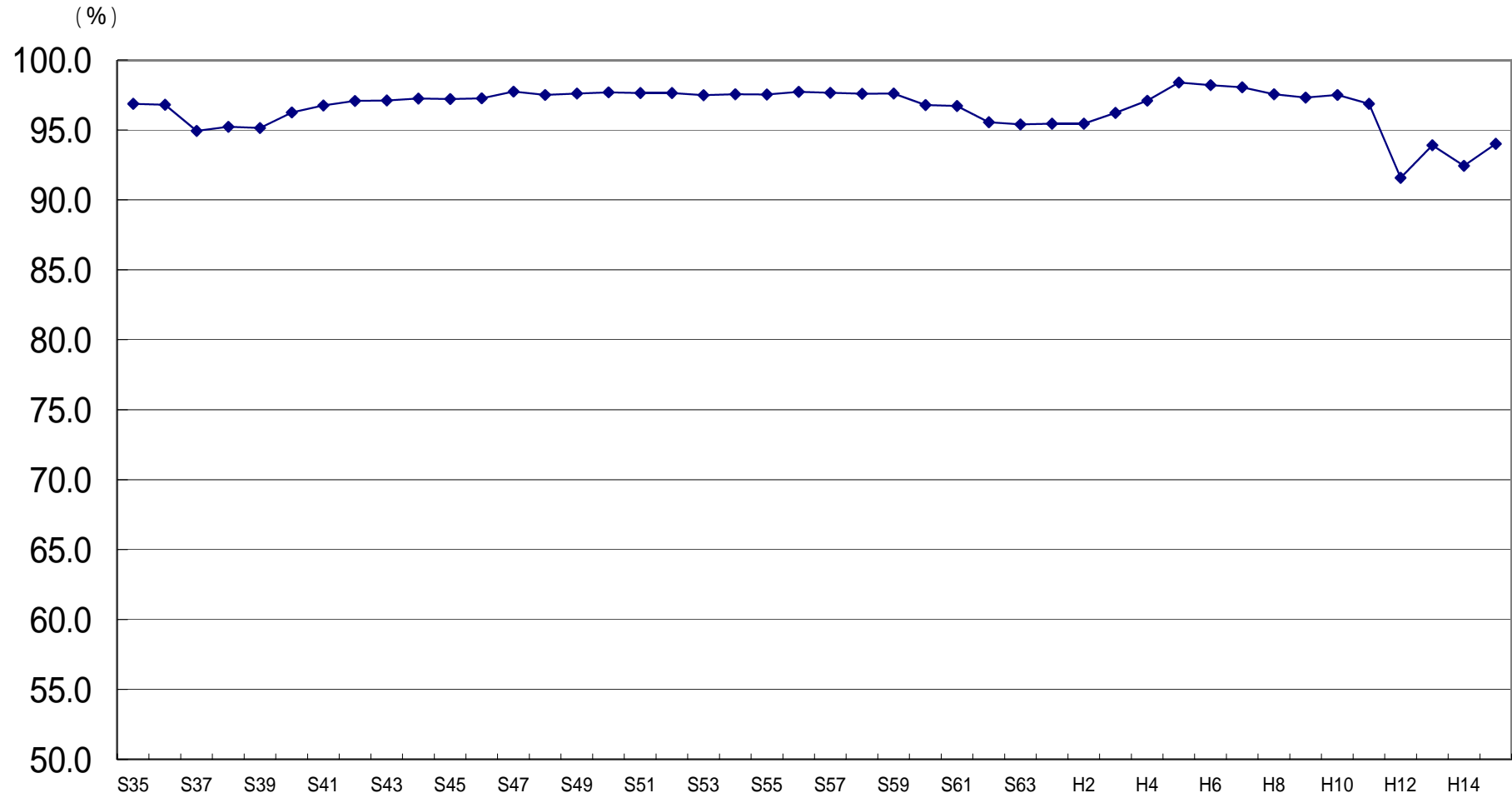
(単位：億円、%)

区 分	16年度 予 算	17年度 予 算	対前年 度 比	備 考
(歳 入)				
(款)他会計より受入	1,428	1,353	94.8	
(款)地方公共団体工事費負担金受入	32	36	110.5	
(款)償還金収入	61	3	4.7	
(款)雑 収 入	0	0	138.0	
(款)前年度剰余金受入	1	1	103.4	
計	1,523	1,394	91.5	
(歳 出)				
(項)治山事業費	1,088	1,021	93.9	
(項)北海道治山事業費	124	117	94.7	
(項)離島治山事業費	21	21	97.9	
(項)沖縄治山事業費	7	7	94.9	
(項)治山事業工事諸費	140	138	98.8	
(項)改革推進公共投資治山事業資金 貸付金償還時補助	61	3	4.7	
(項)改革推進公共投資事業償還金等 産業投資特別会計へ繰入	80	85	105.7	
(項)予 備 費	1	1	100.0	
計	1,523	1,394	91.5	

(参考)平成 17 年度当初予算の補助治山事業と直轄治山事業国費

・ 民有林治山事業費補助	8 8 0 億円
・ 民有林直轄治山事業	1 5 7 億円
・ 国有林直轄治山事業	3 5 7 億円
合 計	1, 3 9 4 億円

参考資料 治山勘定における一般会計からの繰入れ比率の推移



(参考資料)

林政審議会治山事業部会委員及び特別委員名簿、審議経過

1 林政審議会治山事業部会委員及び特別委員

(委員)

池淵 周一	京都大学防災研究所附属水資源研究センター長
太田 猛彦	東京農業大学地域環境科学部教授
恵 小百合	江戸川大学社会学部環境デザイン学科教授
横山 彰	中央大学大学院総合政策科教授

(特別委員)

上松 寛茂	共同通信社編集局予定センター委員
内山 英世	あずさ監査法人代表社員
北原 曜	信州大学農学部森林科学科教授
高橋 弘	宇都宮大学副学長

……部会長

2 林政審議会治山事業部会審議経過

- ・ 3月14日 第1回部会
(治山事業、国有林野事業特別会計等の概要)
- ・ 4月28日 第2回部会
(今後の治山事業の効率的かつ効果的な実施のあり方について)
- ・ 6月10日 第3回部会
(今後の治山事業の経理のあり方と統合した場合の国有林野事業特別会計の経理について)
- ・ 7月 8日 第4回部会
(治山事業部会報告案について)